

○厚生労働省告示第 号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十八号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準（平成十二年厚生省告示第二百六号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年 月 日

厚生労働大臣 川崎 二郎

- 第一号イ中「単独型通所介護費」を「小規模型通所介護費」に改め、同号イ(1)を次のように改める。
- (1) 前年度の一月当たりの平均利用延人員数（当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所介護事業所における前年度の一月当たりの平均利用延人員数を含む。）が三百人以内の指定通所介護事業所であること。

第一号ロ中「併設型通所介護費」を「通常規模型通所介護費」に改め、同号ロ(1)を次のように改め

る。

(1) イ(1)に該当しない事業所であること。

第一号ハを次のように改める。

ハ 療養通所介護費を算定すべき指定療養通所介護の施設基準

(1) 指定療養通所介護事業所であること。

(2) 指定居宅サービス基準第百五条の四に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

第二十三号中「平成十七年十月一日」を「平成十八年四月一日」に改め、同号を第四十四号とし、同号の次に次の十二号を加える。

四十五 指定介護予防通所介護の施設基準

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第百十七条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

四十六 指定介護予防短期入所生活介護の施設基準

第四号の規定を準用する。

四十七 指定介護予防短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第五号の規定を準用する。

四十八 指定介護予防短期入所生活介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第六号の規定を準用する。

四十九 従来型個室を利用する者に対する指定介護予防短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第七号の規定を準用する。

五十 指定介護予防短期入所療養介護の施設基準

第八号の規定を準用する。

五十一 指定介護予防短期入所療養介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第九号の規定を準用する。

五十二 指定介護予防短期入所療養介護に係る病院療養病床療養環境減算の施設基準

第十一号の規定を準用する。

五十三 指定介護予防短期入所療養介護に係る診療所療養病床療養環境減算の施設基準

第十二号の規定を準用する。

五十四 従来型個室を利用する者に対する指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

施設サービス費(Ⅱ)」を、「ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(Ⅰ)のユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)又はユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)」に改め、同号を第四十三号とし、第二十一号中「第九号」を「第十二号」に改め、同号を第四十二号とし、第二十号中「第八号」を「第十一号」に改め、同号を第四十一号とし、第十九号イ中「第六号ハ」を「第八号ニ」に、「同号ハ(1)(五)」を「同号ニ(1)(五)」に、「第九号イ(2)」を「第十二号イ(2)」に改め、同号口中「第六号ニ」を「第八号ホ」に、「同号ニ(4)」を「同号ホ(4)」に、「第九号ロ(3)」を「第十二号ロ(3)」に改め、同号ハ中「第六号ホ」を「第八号ト」に改め、同号ニ中「第六号ヘ」を「第八号チ」に改め、同号ホ中「第六号ト」を「第八号ヌ」に、「同号ト(1)(五)」を「同号ヌ(1)(五)又は(2)(五)」に、「第九号イ(2)」を「第十二号イ(2)」に改め、同号ヘ中「第六号チ」を「第八号ル」に、「同号ヘ(4)」を「同号ル(1)(四)又は(2)(四)」に、「第九号イ(3)」を「第十二号イ(3)」に改め、同号を第三十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十 介護療養型医療施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第六号の規定を準用する。

第十八号中「平成十七年十月一日」を「平成十八年四月一日」に改め、同号を第三十七号とする。

第十七号イ中「介護保健施設サービス費(Ⅰ)」の下に「又は小規模介護保健施設サービス費(Ⅰ)」を加え、同号口中「介護保健施設サービス費(Ⅱ)」の下に「又は小規模介護保健施設サービス費(Ⅱ)」を加え

、同号ハ中「ユニット型介護保健施設サービス費(I)」の下に「又はユニット型小規模介護保健施設サービス費(I)」を加え、同号ニ中「ユニット型介護保健施設サービス費(II)」の下に「又はユニット型小規模介護保健施設サービス費(II)」を加え、同号を第三十四号とし、同号の次に次の三号を加える。

三十五 介護老人保健施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第六号の規定を準用する。

三十六 介護老人保健施設における認知症短期集中リハビリテーション実施加算に係る施設基準

イ リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。

ロ リハビリテーションを行うに当たり、入所者数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。

三十七 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者に対する介護保健施設サービスに係る加算の施設基準

第十号の規定を準用する。

第十四号から第十六号までを削り、第十三号イ中「及び次号」を削り、同号を第二十八号とし、同号の次に次の五号を加える。

二十九 指定介護老人福祉施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第六号の規定を準用する。

三十 指定介護老人福祉施設における重度化対応加算に係る施設基準

第二十四号の規定を準用する。

三十一 指定介護老人福祉施設における準ユニットケア加算に係る施設基準

第二十五号の規定を準用する。

三十二 平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

第二十六号の規定を準用する。

三十三 介護保健施設サービスの施設基準

イ 介護保健施設サービス費又はユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1) 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

a 看護職員又は介護職員の数（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあつては、当該介護老人保健施設の看護職員又は介護職員の数及び当該介護老人保健施設のユニット部分以外の部分に係る看護職員又は介護職員の数）が、常勤換算方法（介護老人保健施設基準第二条第三項に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において

同じ。)で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

b 通所介護費等の算定方法第十二号ロに規定する基準に該当していないこと。

(2) ユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

a 看護職員又は介護職員の数（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあつては、当該介護老人保健施設の看護職員又は介護職員の数及び当該介護老人保健施設のユニット部分に係る看護職員又は介護職員の数）が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

b 通所介護費等の算定方法第十二号ハに規定する基準に該当していないこと。

ロ 小規模介護保健施設サービス費又はユニット型小規模介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1) 小規模介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

a イ(1) a 及び b に該当するものであること。

b サテライト型小規模介護老人保健施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設であること。

(2) ユニット型小規模介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

a イ(2) a 及び b に該当するものであること。

b ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設であること。

第十二号イ(1)中「二十五人以下又は」を削り、同号イ(2)中「(指定介護福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。))第五十条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この号において同じ。)」を削り、「指定介護老人福祉施設基準第五十一条」を「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。))第五十条」に改め、同号イ(3)中「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第七号」を「通所介護費等の算定方法第十一号」に改め、同号ロ(1)中「二十六人以上三十人以下」を「三十人」に改め、同号ハ(1)中「二十五人以下又は」を削り、同号ハ(3)中「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第七号」を「通所介護費等の算定方法第十一号」に改め、同号ニ(1)中「二十六人以上三十人以下」を「三十人」に改め、同号を第二十七号とする。

第十一号中「平成十七年十月一日以後」を削り、同号を第十四号とし、同号の次に次の十一号を加える。

十五 指定特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算に係る施設基準

イ 常勤の看護師を一名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。

ロ 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける者（以下この号において「利用者」という。）に対して、二十四時間連絡がとれる体制（以下「二十四時間連絡体制」という。）を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。

ハ 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

十六 指定夜間対応型訪問介護の施設基準

イ 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定すべき指定夜間対応型訪問介護の施設基準

オペレーションセンター（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第五条第一項に規定するオペレーションセンターをいう。以下同じ。）を設置していること。

ロ 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）を算定すべき指定夜間対応型訪問介護の施設基準

オペレーションセンターを設置していないこと。ただし、オペレーションセンターを設置している事業所であっても、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）に代えて夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）を算定することができる。

十七 指定認知症対応型通所介護の施設基準

イ 認知症対応型通所介護費(i)を算定すべき指定認知症対応型通所介護の施設基準

(1) 単独型指定認知症対応型通所介護を行う指定認知症対応型通所介護事業所であること。

(2) 指定地域密着型サービス基準第四十二条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

ロ 認知症対応型通所介護費(ii)を算定すべき指定認知症対応型通所介護の施設基準

(1) 併設型指定認知症対応型通所介護を行う指定認知症対応型通所介護事業所であること。

(2) 指定地域密着型サービス基準第四十二条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

ハ 認知症対応型通所介護費(II)を算定すべき指定認知症対応型通所介護費の施設基準

(1) 共用型指定認知症対応型通所介護を行う指定認知症対応型通所介護事業所であること。

(2) 指定地域密着型サービス基準第四十五条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

十八 指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

イ 認知症対応型共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

指定地域密着型サービス基準第九十条に定める介護従業者の員数を置いていること。

ロ 短期利用共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

(1) 指定地域密着型サービス基準第九十条に定める介護従業者の員数を置いていること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所が初めて指定を受けた日から起算して三年以上の期間が経過していること。

(3) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室等を利用するものであること。ただし、一の共同生活住居において、短期利用共同生活介護を受ける利用者の数は一名とすること。

(4) 利用の開始に当たって、あらかじめ三十日以内の利用期間を定めること。

(5) 短期利用共同生活介護を行うに当たって、十分な知識を有する介護従業者が確保されていること。

十九 指定認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算に係る施設基準

イ 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、看護師を一名以上確保していること。

ロ 看護師により二十四時間連絡体制を確保していること。

ハ 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

二十 指定地域密着型特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算に係る施設基準
第十五号の規定を準用する。

二十一 指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

イ 地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

a ロ(1) aに規定する施設基準に該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設であること。

b 介護職員又は看護職員の数（当該指定地域密着型介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分（設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分（指定地域密着型サービス基準第一百七十一条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数）が、常勤換算方法（指定地域密着型サービス基準第二条第六号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

c 通所介護費等の算定方法第十号ロに規定する基準に該当していないこと。

(2) ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

a ロ(1) aに規定する施設基準に該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設であること。

b 介護職員又は看護職員の数（当該指定地域密着型介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分に係る介護職員又は看護職員の数）が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

c 通所介護費等の算定方法第十号ハに規定する基準に該当していないこと。

ロ 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

a 平成十八年三月三十一日前に指定介護老人福祉施設の指定を受けた入所定員が二十六人以上二十九人以下である指定地域密着型介護福祉施設であつて、介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）附則第十条第三項の規定に基づき、指定地域密着型介

護老人福祉施設入所者生活介護に係る法第四十二条の二第一項本文の指定を受けたものとみなされたものであること。

b 介護職員又は看護職員の数（当該指定地域密着型介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数）が、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

c 通所介護費等の算定方法第十号ロに規定する基準に該当していないこと。

(2) ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

a ロ(1) a に規定する施設基準に該当する指定地域密着型介護老人福祉施設であること。

b 介護職員又は看護職員の数（当該指定地域密着型介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分に係る介護職員又は看護職員の数）が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

c 通所介護費等の算定方法第十号ハに規定する基準に該当していないこと。

ハ 旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

a ロ(1) a 及び b に規定する施設基準に該当する指定地域密着型介護老人福祉施設であること。

b 通所介護費等の算定方法第十号ロに規定する基準に該当していないこと。

(2) ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

a ロ(2) a 及び b に規定する施設基準に該当するものであること。

b 通所介護費等の算定方法第十号ハに規定する基準に該当していないこと。

二十二 指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 地域密着型介護福祉施設サービス費(I)、経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(I)又は旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(I)を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット(指定地域密着型サービス基準第百五十八条に規定するユニットをいう。以下この号

において同じ。)に属さない居室(指定地域密着型サービス基準第百三十二条第一項に規定する居室をいう。以下ロ及び次号において同じ。)(定員が一人のものに限る。)の入所者に対して行われるものであること。

ロ 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)又は旧措置入所者経過の介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない居室(定員が二人以上のものに限る。)の入所者に対して行われるものであること。

ハ ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)、ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室(指定地域密着型サービス基準第百六十条に規定する居室をいう。二において同じ。)(指定地域密着型サービス基準第百六十条第一項第一号イ(3)(i)を満たすものに限る。)の入居者に対して行われるものであること。

ニ ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)を算定す

べき指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室（指定地域密着型サービス基準第一百六十条第一項第一号イ(3)(ii)を満たすものに限るものとし、同号イ(3)(i)を満たすものを除く。）の入居者に対して行われるものであること。

二十三 指定地域密着型介護老人福祉施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準
第六号の規定を準用する。

二十四 指定地域密着型介護老人福祉施設における重度化対応加算に係る施設基準

イ 常勤の看護師を一名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。ただし、常勤の看護師については、平成十九年三月三十一日までの間は、常勤の看護職員で配置することで足りることとする。

ロ 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、入所者に対して、二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。

ハ 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

ニ 看取りに関する職員研修を行っていること。

ホ 看取りのための個室を確保していること。

二十五 指定地域密着型介護老人福祉施設における準ユニットケア加算に係る施設基準

イ 十二人を標準とする単位（以下この号において「準ユニット」という。）において、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行っていること。

ロ 入所者のプライバシーの確保に配慮した個室的なしつらえを整備するとともに、準ユニットごとに利用できる共同生活室（利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）を設けていること。

ハ 次の(1)から(3)までに掲げる基準に従い人員を配置していること。

- (1) 日中については、準ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜において、二準ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) 準ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

二十六 平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

指定地域密着型介護老人福祉施設の居室における入所者一人当たりの面積が、十・六五平方メートル以下であること。

第十号イ中「認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)」の下に「認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)」を加え、同号ロ中「認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)」の下に「認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)」を加え、同号ハ中「又はユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)」を「ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)又は認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)」に改め、同号ニ中「又はユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)」を「ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)」に改め、同号を第十三号とする。

第九号を第十二号とし、第八号を第十一号とし、第七号中「特に問題行動の著しい認知症である老人」を「日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者」に改め、同号に次のように加える。

- ハ 指定短期入所療養介護の単位ごとの利用者の数について、十人を標準とすること。
- ニ 指定短期入所療養介護の単位ごとに固定した介護職員又は看護職員を配置すること。

ホ ユニット型指定短期入所療養介護事業所（ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定している事業所に限る。）でないこと。

第七号を第十号とし、第六号チを削り、第六号ト(3)中「認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)」を「認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)」に改め、同号ト(3)一中「(1)」を「(2)(一)」に改め、同号ト(3)を同号ト(4)とし、同号ト(4)の次に次のように加える。

(5) 認知症疾患型短期入所療養介護費(V)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (2)(一)、(四)及び(五)に該当するものであること。

(二) 認知症病棟における看護職員の数（当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、そのうち当該認知症病棟における入院患者の数を四をもって除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）から当該認知症病棟における入院患者の数を五をもって除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）を減じた数し、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）を減じた数

の範囲内で介護職員とすることができる。

- (三) 当該認知症病棟における介護職員の数（当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

第六号ト(2)中「認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)」を「認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)」に改め、同号ト(2)中「(一)」を「(2)」に改め、同号ト(3)とし、同号ト(1)中「認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)」を「認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)」に改め、同号ト(1)(一)中「病院」の下に「(1)(一)の規定の適用を受けるものを除く。」を加え、同号ト(1)(二)中ただし書を削り、同号ト(1)(五)中

「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」を「通所介護費等の算定方法」に改め、同号ト(1)を同号ト(2)とし、同号ト(2)の前に次のように加える。

- (1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (一) 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を

受ける病院に限る。）である指定短期入所療養介護事業所であること。

- (二) 当該指定短期入所療養介護を行う老人性認知症疾患療養病棟（以下「認知症病棟」という。）における看護職員の数（当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

- (三) 当該認知症病棟における介護職員の数（当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

- (四) (二)により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看護師であること。
- (五) 通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当していないこと。

第六号トを同号ヌとし、同号ヌの次に次のように加える。

ル ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 又(1)(一)及び(四)に該当するものであること。

(二) 当該認知症病棟における看護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該認知症病棟における介護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(四) 通所介護費等の算定方法第四号ロ(3)に規定する基準に該当していないこと。

(2) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(II)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

準

- (一) ヌ(2)(一)及び(四)に該当するものであること。
- (二) 当該認知症病棟における看護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (三) 当該認知症病棟における介護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (四) 通所介護費等の算定方法第四号ロ(3)に規定する基準に該当していないこと。
- ヲ 特定認知症患者短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- ヌ(1)から(5)まで又はル(1)若しくは(2)のいずれかに該当するものであること。
- 第六号へ(1)中「ホ(1)(一)」を「ト(1)(一)」に改め、同号へを同号チとし、同号チの次に次のように加える。

リ 特定診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

ト (1)若しくは(2)又はチのいずれかに該当するものであること。

第六号ホを同号トとし、同号ニ(1)中「ハ(1)(一)」を「ニ(1)(一)」に改め、同号ニ(4)中「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」を「通所介護費等の算定方法」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ホの次に次のように加える。

へ 特定病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

ニ (1)から(3)まで又はホのいずれかに該当するものであること。

第六号ハ(1)(二)中「(指定居室サービス基準第百五十五条の十五に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。)」を削り、同号ハ(1)(五)中「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」を「通所介護費等の算定方法」に改め、同号ハを同号ニとし、同号イ(2)中「(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。))第五十一条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設をいう。以下ロ及び第十五号において同じ。)」を削り、「(介護老人保健施設基準)」を「(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。))」に、「第十五号」を「第三十二号」に改め、同号イ(3)中「平成十二年厚生省告示第二十七号」の下に「。以下「通所介

護費等の算定方法」という。」を加え、同号ロの次に次のように加える。

ハ 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

イ又はロに該当するものであること。

第六号を第八号とし、第五号中「平成十七年十月一日」を「平成十八年四月一日」に改め、同号を第七号とし、第四号イ中「第二百二十四条第五項第一号イ」を「第二百二十四条第六項第一号イ」に改め、同号ハ中「第四百四十条の四第五項第一号イ」を「第四百四十条の四第六項第一号イ」に、「であつて、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じているもの」を「（居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じているものを含む。）」に改め、同号ニ中「であつて、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じているもの」を「（居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じているものを含む。）」に改め、同号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 指定短期入所生活介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

イ 日中については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

ロ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

第三号イ中「（指定居宅サービス基準第四百四十条の十六に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）」を削り、「第二条第八号」を「第二条第七号」に、「第六号」

を「第八号」に改め、同号ロ(1)中「(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号。以下「特別養護老人ホーム基準」という。))第四十三条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)」を削り、「(特別養護老人ホーム基準)を「(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号。以下「特別養護老人ホーム基準」という。))」を加え、同号ロ(2)中「第二百一十一条第四項」を「第二百一十一条第五項」に、「第二百二十四条第三項」を「第二百二十四条第四項」に改め、同号を第四号とする。

第二号を削り、第一号の次に次の二号を加える。

二 指定通所介護に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準

前年度の一月当たりの平均利用延人員数(当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所介護事業所における前年度の一月当たりの平均利用延人員数を含む。)が九百人を超える指定通所介護事業所であること。

三 指定通所リハビリテーションに係る別に厚生労働大臣が定める施設基準
前号の規定を準用する。